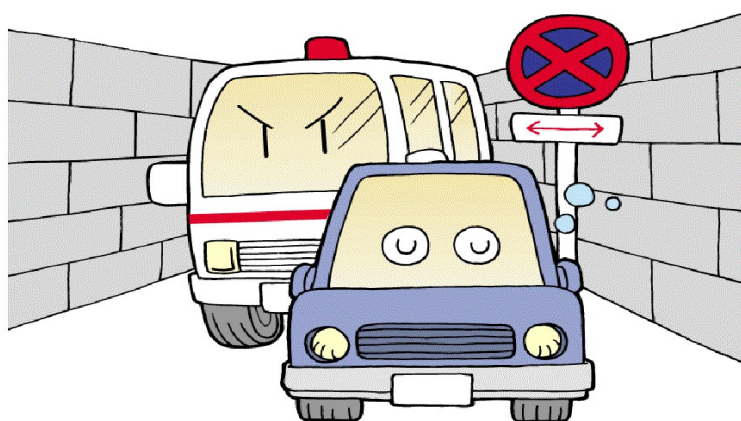


# 放置駐車確認事務に係る 公安委員会への法人登録



- 道路交通法の一部が改正され、放置車両の確認及び標章の取り付けに関する事務（確認事務）を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることとされました。
- 大分県内において、確認事務を受託しようとする法人は、大分県公安委員会の登録が必要となります。
- 法人登録の有効期間は3年です。すでに登録している法人で、引き続き確認事務を受託しようとする法人は、更新が必要となります。
- 詳細については、大分県警察本部交通指導課・駐車対策係にご確認ください。（直通☎：097-532-6200）